

2025年度後期 学費免除・徴収猶予申請について

1 学費（入学料・授業料）免除の申請について

(1) 申請資格者

① 入学料免除

本学の入学許可者（研究生、聴講生等は除く）で、以下のいずれかに該当する者

(ア) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者（大学院入学許可者のみ）

(イ) 入学前1年以内において、申請者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が困難であると認められる者

(ウ) その他やむを得ない事情があると認められる者

(エ) 修学支援新制度の採用者、又は申請予定の者（学部入学許可者のみ）

② 授業料免除

本学の学生（研究生又は聴講生等は除く）で次のいずれかに該当する者

(ア) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者

(イ) 申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる者

(ウ) その他やむを得ない事情があると認められる者

(2) 申請手続・申請期間

① 申請書入手方法：7月31日（木）以降に東京大学HP（下記URL）からダウンロード可

② 申請方法：簡易書留郵便による郵送のみ

③ 申請期間：

10月新入生(※) 8月1日（金）～入学予定学部・研究科等の入学手続期間最終日
「入学手続最終日消印有効」かつ「その2営業日後までに必着」

※ 注意

- ・ 入学料・授業料両方の免除を申請する場合も上記期間内に申請してください。
- ・ 入学料免除を申請しない場合、授業料免除の締切は在学生同様10月7日（火）です。
- ・ 10月入進学者の前期の申請は後期に引き継がれません。必ず後期新規申請を行ってください。

在 学 生 8月1日（金）～10月7日（火）
「10月7日（火）消印有効」かつ「10月9日（木）までに必着」

④ 申請方法詳細・申請書ダウンロード：

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html



2 学費徴収猶予（延納・分納）の申請について

入学料免除及び授業料免除の申請を行うと、結果通知（1月中旬）までの期間、入学料及び授業料の支払いは猶予されます。この猶予期間を超えての猶予を希望する場合は、申請様式一式を送付しますので、下記お問合せ先までメールでご連絡ください。申請期間について、入学料徴収猶予は入学料免除と同一、授業料徴収猶予は授業料免除と同一です。

お問合せ先：東京大学本部奨学厚生課授業料等免除チーム

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

E-mail: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※メールの際は、氏名・所属（予定）の学部（研究科）・学生証番号を本文に記載してください。